

第 15 回(令和5年度)みうら夜市出店者募集について

第 15 回（令和 5 年度）みうら夜市出店店舗を募集します。

出店を希望される方は、次の事項をご確認いただき、「第 15 回（令和 5 年度）みうら夜市出店申込書」により、みうら夜市実行委員会構成団体（以下、「構成団体」といいます。）までお申込ください。

※構成団体の取りまとめ役の方を通じてのみ申込可能です。

1 日 時

令和 5 年 8 月 13 日（日）・14 日（月） 各日 16：00 ～ 21：00

2 会 場

三崎下町商店街（三崎港交差点付近～日の出交差点）

3 主 催

みうら夜市実行委員会

4 募集期間

令和 5 年 6 月 26 日（月）まで

※上記期日は、取りまとめを行う構成団体から実行委員会への提出期限です。

なるべく早めにお申込みくださるよう、ご協力をお願いいたします。

5 出店形態について

(1) 既設／仮設

ア 既設店舗

みうら夜市エリア内にある店舗のことをいいます。

イ 仮設店舗

みうら夜市エリア内の路上や駐車場等に、テント等で臨時出店する店舗のことをいいます。

(2) 飲食／物販

ア 飲食店舗

来場者に飲食可能な状態で商品を販売する店舗のことをいいます。

飲食以外の物品販売と混在する場合は、飲食店舗での出店となります。

イ 物販店舗

飲食販売以外の形態での出店のことをいいます。

6 出店負担金について

上記出店形態の組み合わせによる出店負担金は、以下のとおりです。

(1) 既設飲食店舗 5,000 円

(2) 既設物販店舗 2,000 円

(3) 仮設飲食店舗 17,000 円

(4) 仮設物販店舗 10,000 円

なお、出店負担金の支払い等については、各構成団体にお問い合わせください。

7 出店にあたっての留意事項

- (1) みうら夜市は、昭和の雰囲気を残す三崎下町を舞台に、地元関係者が主体となって「地産地食」をコンセプトとした「夜市」を開催することで、「食」を通じたみうらファンを獲得することを目的としたイベントです。出店にあたっては、趣旨をご理解いただき手続きをお願いします。
- (2) みうら夜市に出店をするためには、構成団体での取りまとめが必要です。構成団体の取りまとめ以外は、出店できませんのでご了承ください。
なお、構成団体に属していない既設店舗の出店については、事務局にご相談ください。

みうら夜市実行委員会構成団体

協同組合三浦市商店街連合会・三崎銀座通り商店会・入船すずらん通り商友会・日の出通り商友会・西銀座通り商和会・三崎料亭旅館組合・三崎料理飲食店組合・三浦食肉組合・三崎まぐろ地魚協会・三浦商工会議所・一般社団法人三浦市観光協会・三浦市農業協同組合・株式会社三浦海業公社・協同組合みさきまぐろ倶楽部・三崎朝市協同組合・みうら江戸前倶楽部・三浦海岸まちなみ事業協議会・みうらビーチ商店会・事務局 三浦市経済部もてなし課

8 飲食販売に関する留意事項

- (1) 保健所の手続きについて
調理行為を行う仮設飲食店は、屋台型臨時営業許可が必要となりますので、別途保健所に相談の上、許可を取得してください。なお、当日販売できる商品は、許可を得たもののみ（1許可につき1品目）となります。※申込時点で許可証が交付されていない場合は、交付され次第写しを提出してください。
調理行為を行う仮設飲食店舗としてお申込み後、当日までの間に屋台型臨時営業許可が得られない場合には、仮設飲食店舗としての出店はできません。なお、その場合でも出店負担金の返金はいたしません。
弁当など、調理済みの食品を仮設店舗にて販売する場合、店舗ごとに届出等が必要となりますので、保健所に確認の上、必要な手続きを取ってください。

屋台型臨時営業許可等に関する問合せ先

鎌倉保健福祉事務所三崎センター 生活衛生課

TEL 046-882-6811

- (2) 販売商品について
みうら夜市のコンセプトは、三崎のまぐろを始めとする「みうらの食」・「地産地食」です。販売する商品は、原則三浦市に関連する材料等を使用したものとしてください。
- (3) 食品衛生管理の徹底について
夏に屋外で開催するイベントですので、関係法令を遵守し、各店舗の食品衛生責任者等を中心に食品の衛生管理を徹底してください。
万が一、販売商品が原因となる事故が発生した場合には、各店舗で補償などは対応いただきますので、ご了承ください。

みうら夜市実行委員会事務局 山崎
(三浦市経済部もてなし課内)
TEL 046-882-1111 内線 77434